

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 杉本史子

本論文『領域支配の展開と近世』は、日本近世の領域や境界の問題を中心に、幕藩領主と村の領域掌握の歴史的特質を明らかにしようとしたものである。内容は、序章で問題の所在を述べたあと、境界領域と裁判にかんする四つの章、国絵図の問題を扱う四つの章をそれぞれ配し、これに近世の地域論を概観する終章を添える構成となっている。本論文の主要な内容と論点を概括すると以下のようなものである。

1. 備前・備中国境に接する児島湾北岸に計画された幕府の新田開発をめぐって、享保から文政年間まで百年以上にわたって係争を重ねた事例を詳細に分析し、幕府と、地元住民およびその背後にあるところの岡山藩との相剋状況を解明した。そのなかで、享保7年(1722)9月の新田開発令を論拠に「高外地＝公儀地」(藩の領有地内であっても、高請けされていない山野河海は幕府の領有権の下に属す)とする幕府側の論理と、岡山藩側の「一国一円」(備前一国の公的領有者として、藩の領有権を不可侵とする)の論理との対抗とその意味を論じた。

2. 土佐・伊予国境の延長上にある沖の島を舞台に、明暦2年(1656)～万治2年(1659)年にかけて争われた境界争論を取り上げ、幕府評定所における裁判の全過程を検討し、その全体像を明らかにした。そして、①この争論は山内家(土佐)と伊達家(伊予)という両大名の国境を巡る争いであったこと、②評定所においては大名同士の直接の争論(直公事)は認められず、争論の当事者は、沖の島現地における両藩支配下の百姓がそれぞれ代替するかたちでこれを担ったこと(百姓公事)、③裁判における百姓の代表(公事人)は実際には藩の家臣でもあったこと、など興味深い論点を提示している。

3. 下総国泉谷用水からの取水をめぐって、元禄13年(1700)～15年に村々の間で争われた一件で、幕府評定所は裁許裏書絵図を作成し、当事者の一村に発給する。その後この絵図が、同じ用水をめぐる後続の争論でどの様に扱われたかを詳細に辿り、村にとっての訴訟の意味、或いは訴訟の過程に見られる村の領域観念について論じている。

4. 幕府が幾度か作成させた国絵図・郷帳（一国単位に作られ、将軍に献上された絵図とこれに添えられた村高を記す土地台帳）のうち、元禄9年（1696）～15年の事例を取り上げて、その作成事業の全体像を解明した。その中で、国境改めの性格や、国境確定に際して在地村々の動向がいかなる規定性を与えたかを明らかにし、併せて元禄期国絵図の特質について論じた。

5. 同じく天保年間の国絵図・郷帳改訂事業を取り上げて、幕府側の動向を中心に、事業の概要や改訂作業の具体的内容を明らかにした。そして、天保国絵図がそれまでのものと異なり、多様で複眼的な表現を有していること、また、その作成段階で緻密な調査が実施されていたことなどを指摘している。

6. 伊勢国絵図に描かれた伊勢神宮社領村々の記載内容に注目し、正保～天保の各国絵図・郷帳を比較しながら、その特異な表記内容（絵図中の村名に「高不知」等と石高を記さないなど）とその意味を検討している。そして、将軍朱印状によって安堵された神宮社領の村々が、国絵図においては石高を把握されないという特質を持つこと、こうした記載には幾つかのパターンがあり、また各段階の国絵図・郷帳において記載内容に相違が見られることなどを解明している。

以上の諸論点をふまえ、筆者は第一に、新田開発や国絵図を素材に、領域掌握をめぐる幕府・藩・村々相互の共同や相剋の状況とその意味を解明し、第二に土地の開発・用益・領有をめぐる幕府評定所の裁判において村がどのような役割を果たしたかについて、独創的な見解を説得的に述べている。また、文書とともに絵図史料を主要な分析対象とし、近世史研究に新しい作業領域を切り開いた点も高く評価できる。本論文は、個別事例研究として実証性豊かな顕著な成果をあげているものの、国家論・領域論などの理論的なまとめや見通しがやや不十分で、また研究史の取り上げ方や、文体などの点で若干の問題を残している。しかし、本審査委員会は上述のような顕著な成果に鑑みて、本論文が博士（文学）に十分値するものであるとの結論を得た。